

「事業者向け・農業者向け原油価格・物価高騰対応給付金」の申請はお済みですか？

町では、原油価格・物価高騰の影響を受けている町内事業者・農業者の経営支援を目的として、給付金を支給しています。

1「共通事項」

(1)支給額

令和6年分の年間事業収入額または年間農業収入額が、100万円以上500万円未満の事業者・農業者は10万円、500万円以上1,000万円未満の事業者・農業者は20万円、1,000万円以上の事業者・農業者は30万円。

「かん水組合」

ポンプ所有数が1基の組合は10万円。2基の組合は、20万円。3基以上の組合は、30万円。

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

長野県価格高騰対策支援金の「案内」

この支援金は、御代田町住民税非課税世帯物価高騰対策給付金(3万円)に該当しない住民税均等割のみ課税世帯に対し、長野県価格高騰対策支援金2万円を給付するものです。

給付額 1世帯当たり2万円
給付対象世帯

令和6年12月13日時点において、御代田町に住民登録があり、かつ世帯全員が令和6年度分の住民税所得割非課税(住民税均等割のみ課税)である世帯

土地・家屋を取得した皆さまへ
不動産を取得したときの税金

不動産取得税は、不動産(土地・家屋)を取得したときに、取得した方に納めていただく税金(県税)です。

原則として取得原因(売買・贈与・交換など)、有償・無償にかかわらず課税されます。納税額は、課税標準額(税額計算の基礎となる額)に税率を乗じて求めます。

税をお願いします。

●住宅等を新築された方

通常は、住宅等を新築された翌年8月ごろに納税通知書をお送りします(特例控除によつて免税点未満となり、納税通知書が送付されない場合もあります)。

不動産を取得した場合は、不動産取得申告書の提出をお願いします。

詳細は、長野県公式ホームページをご覧ください。

また、住宅用土地の軽減措置を受けるためには申請書類の提出が必要です。ながの電子申請サービスによるオンライン申請も可能です。



二次元コードを読み取っていただく
と申請画面にアクセスできます。

問い合わせ先

長野県東信県税事務所

課税課課税第二係

0267(63)3138

原則、申請者(事業者)の指定口座へ振り込みます。

(2)申請期限

6月30日(月)

2「事業者向け原油価格・物価高騰対応給付金」

対象となる事業者

4月1日時点で、町内に事業所を有し、日本標準産業分類(以下「産業分類」)の大部分に記載する次の業種に該当する事業者で、令和6年分の年

「確認書が送付される世帯」

令和5年度、令和6年度に実施した住民税均等割のみ課税世帯向けの給付金を受給している方の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

「支給のお知らせが送付される世帯」

令和5年度、令和6年度に実施した非課税世帯等向けの給付金(7万円または10万円)を受給しており、世帯状況に変更がない世帯へは5月下旬以降に、「支給のお知らせ」を送付します。「支給のお知らせ」が届いた方は、6月30日(月)に支払予定です。

なお、口座変更や受給を辞退する場合は届出が必要です。

令和5年度、令和6年度に実施した非課税世帯等向けの給付金(7万円または10万円)を受給しており、世帯状況に変更がない世帯へは5月下旬以降に、「支給のお知らせ」を送付します。「支給のお知らせ」が届いた方は、6月30日(月)に支払予定です。

なお、口座変更や受給を辞退する場合は届出が必要です。

間事業収入額が100万円以上であり、事業収入を申告している方。

- ①運輸業、郵便業
- ②宿泊業、飲食サービス業

詳細について

は、町ホームページをご覧ください。

申請・問い合わせ先

産業経済課商工観光係

(32)3113



3「農業者向け原油価格・物価高騰対応給付金」

対象となる農業者

4月1日時点で、町内に居住、または事業所があり、次の要件を全て満たす農業者(個人農業者、農業法人または町内に事務所と受益地を有

第33回

佐久地区障がい者スポーツ大会開催のお知らせ

日時 6月7日(土)

午前9時30分～午後1時

場所

長野県立武道館 主道場

問い合わせ先

佐久保健福祉事務所福祉課

0267(63)3143

令和7年度 労働保険のお知らせ

労働保険・労災保険・雇用保険の年度更新期間は6月2日(月)～7月10日(木)です

年度更新のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください!

窓口には、インターネット上で簡単・便利に手続きができます。

年度更新申告書の書き方および申告・納付方法等の詳細

児童手当支給日は6月10日(火)です

児童手当は、高校卒業年代までの児童を養育されている方に支給されます。

令和7年4月分と5月分の児童手当を6月10日(火)に指定口座へ振り込みますので、受給者の皆さまは入金をご確認ください。

支給額(1人当たり月額)

《3歳未満》

第1、2子 15,000円

第3子以降 30,000円

《3歳～高校生年代》

第1、2子 10,000円

第3子以降 30,000円

現況届の提出をお願いします

令和4年度から現況届の提出は原則不要ですが、一部提

するかん水組合。

対象となる要件

①令和6年分の農業収入を申告している方

②令和6年分の農業収入が100万円以上の方。ただし、給与収入が農業収入を上回る方、および事業者向け原油価格・物価高騰対応給付金の該当となる方は除きます。

③かん水組合にあつては、4月1日時点において活動実態がある組合

詳細について

は、町ホームページをご覧ください。



申請・問い合わせ先

産業経済課農政係

(32)3113

時間いつでも申告・納付が可能です)



年度更新申告書
書き方パンフレット



労働保険電子申請
特設サイト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

問い合わせ先

長野県産業労働部労働雇用課

026(235)7118(直通)

くなったとき

②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)

③婚姻等により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき

④離婚等により、一緒に児童を養育していた配偶者と世帯を共にしなくなったとき

⑤厚生年金から国民年金など、受給者の加入する年金種別が変わったとき(転職等を行っても年金種別が変わらなければ届け出は不要)

⑥受給者や配偶者が公務員になったとき

問い合わせ先

町民課こども係

(32)3114